# 資産分類と期間所得の算定

\_\_\_ St. Gilmanの繰延勘定理論を中心にして \_\_\_

商学研究科オ2学年 片野ゼミナール

久 野 光 朗

(目 次)

- 1. 序 説
- 2. 伝統的な資産分類の欠陥
- 3. 繰延勘定理論による資産分類
- 4. 特に棚卸資産について
- 5. 結 語

## 1. 序 説

会計学における資産分類 (asset classification) の問題は期間所得の算定の問題に関連して会計学の中心問題になつている。期間損益計算における所得の算定は企業会計の根本的課題であるけれども、それは資産の本質を如何に理解し、資産を如何に分類するかによつて極めて恣意的な歪められたものになつてしまう。その歪められる影響を除去し、会計の恣意性を抑制する手段として、こゝに資産の本質を正しく認識し、且つ資産を合理的に分類することが強く要求される理由がある。

E. Schmalenbach の費用動態論が唱えられて以来、貸借対照表から損益計算書への重点移動に伴つて、会計理論は資産評価 (asset valuation)から費用配分 (cost allocation) へその地位を譲つたと云われる。しかし、すべての資産を統一的に将来の收益に対する繰延費用 (deferred charges) と見做すことは、資産の費用性を強調し過ぎるに急であつて、資産の本質を充分に認識したものとは云えない。 E. Schmalenbach では貨幣価値項目に対する説明が与えられないと云われる所以であろう。

資本を本質的に分類すれば、貨幣価値項目もしくは貨幣財のカテゴリーと実体価値項目もしくは原価財のカテゴリーに区分出来るであろうが、前者は価値性を重視するものであり、後者は費用性を重視するものである。従つて、貨幣価値項目では換金性に応じて評価が行われ、実体価値項目では費用配分によって評価が行われるであろう。"この二者の中間にあるのが棚卸資産、特に商品製品の類である。これは費用性を多分に持つと同時に換金性についても度外視し得ないものである。"※

※ 太田哲三博士;"評価二元論一動態論への反省一"「企業会計」1956.10.p.24。 猶、太田哲三博士は、この他にも資産評価の観点から、こゝに述べる、 St. Gilman の繰延勘定理論の参考となる論文として、"資産の費用性と価値 性"「企業会計」1950.8 を発表されており、その所論には St. Gilman の見解 に一脉相通ずるものがあるように思われる。

かる多くの問題を担つている資産分類に関して、St. Gilman は徹底的に費用動態論の観点に立つて資産の本质的考察から彼の"繰延勘定理論"(the deferred charge theory)を主張するのである。彼は先ず従来の伝統的な資産分類の欠陥を指摘することによつて彼の繰延勘定理論を展開させる。即ち、資産を流動資産と固定資産とに分類するのは信用授与者(credit grantor)の観点に立つものであり、期間損益計算の基本的諸前提と矛盾する事実を批判する。かくして、それに代るものとして、彼は現金を除くすべての資産の本質を繰延勘定と見做し、それを現金に対する繰延勘定と将来の收益に対する繰延勘定とに分類する。それが彼の繰延勘定理論の骨子である。従つて、彼の繰延勘定理論によれば、すべての資産は次の三項目に、そして次の三項目だけに分類されるのである(「Accounting Concepts of profit」 chap. 19, p. 300)。

現 金 (cash)
現金に対する繰延勘定 (deferred charges to cash)
将来の收益に対する繰延勘定

(deferred charges to future income)

現金に対する繰延勘定の最も典型的なものは正常な受取勘定である。その他にも受取手形や社債、或いは確定日付の証券の如き投資項目などがある。厳密に云えば、この項目には預金も含まれるかも知れないが、それは出納係の管理している現金を手持現金としないで受取勘定だと見做すことが馬鹿げているように、この理論を余りにも誇張することになり、従つて預金は現金と同一のカテゴリーに入れるべきであろう。

\_\_\_ 4 \_\_\_

将来の收益に対する繰延勘定には建物、機械、備品、暖簾、特許権など数多くのものが存在するであろう。土地については原則として減価償却が行われないので、この項目に入れないという観方があるかも知れないが、永久的な将来の收益に対する繰延勘定と考えることも可能であり、やはりこのカテゴリーに入れるのが正当であろう。将来の收益に対する繰延勘定は、首尾一貫して原価主義評価論を支持する St. Gilman にとつて、彼の繰延勘定理論を築きあげる土台になつているのである。されば、彼は次のように述べている (ibd.ch-ap.19, p. p. 297~298)。

"特に利益の算定に関連して、極めて有用な会計上の前提は非現金資産(non-cash assets)を繰延勘定に等しいと見做す前提である。その有用性は有形と無形の要素を除去して経済価値 (economic value) と再売価値 (resale value) と会計価値 (accounting value) との混乱を除去するという事実にある。"\*

※ こゝに St. Gilman の云う経済価値とは取替原価を意味し、再売価値とは実現価値を意味し、会計価値とは歴史的原価を意味するものである。

こ」で問題になるのは、先にも一寸触れたように、棚卸資産の本盾を如何に 理解するかということである。換金性を強調すれば、棚卸資産は現金に対する 繰延勘定として分類されるであろう。費用性を強調すれば、棚卸資産は将来の 收益に対する繰延勘定として分類されるであろう。棚卸資産について、このよ うな二つの観方があるということは、棚卸資産本来の性格が中間的なものであ ることによるのであろう。そして、そこに棚卸資産の低価主義通則(cost or market rule)が理論上幾多の矛盾を含みながらも現実に適用されている理由 が出てくるのであろう。しかし、St. Gilman は棚卸資産の本盾を固定資産と の類似性の面から考察して将来の收益に対する繰延勘定であることを断言する のであるが、そのことについては項を改めて再述することにしよう。

### 〔附記〕

St. Gilman の資産分類における繰延勘定は、主として彼の「Accounting Concepts of Profit」1939, chap. 19 で述べられているのであるが、もつと良く整理されて纒つているのは、「The Accounting Review」1944, 4, p.p. 109~116 に掲載されている "Accounting Principles and the Current Classification"という論文である。猶、この論文を書いた当時の St. Gilman は「The Accounting Review」の編集責任者をしていた。

<del>---</del> 5 ---

## 2. 伝統的な資産分類の欠陥

貸借対照表的観点(balance sheet viewpoint)から損益計算書的観点(profit and loss viewpoint)への重点移動に伴って\*、会計の中心的課題が今日では期間損益計算による所得の算定に求められているけれども、それにも拘わらず、伝統的な貸借対照表では同時性の基準(on the same time basis)にもとづいて流動負債と対比して流動資産を分類している。それは借時の貸借対照表が財産状態の表示を意味し、債務支払能力(debt-paying ability)を示していた名残りであろう。

※ George O. May は、St. Gilman の貸借対照表的観点と損益計算書的観点 に相当するものとして、"価値的研究" (value approach) と "費用的研究"(cost approach) なる用語を用いている (「Financial Accounting」1953, chap. I, p. 6) 。その意味するところは同じであろうが、St. Gilman は対象の面から 捉え、George O. May は内容の面から捉えているのではなかろうか。

かる賃借対照表上の流動資産と固定資産の分類は、信用授与者の観点からすれば、当然の帰結であり、かなり古くから存在していたものと思われる\*。所謂"2対1比率"(2 to 1 rule)として親しまれている流動比率(current ratio)の検討や、保守主義(conservatism)の原理に支えられた貸借対照表監査(balance-sheet audit)は、かる観点に由来するものであり、それらはその昔かなり支配的なものであつたであろう。しかし、今日、流動比率は信用目的からする安全性の検討の一要件たるに過ぎなくなつており、貸借対照表監査も昔日の面影は殆んど失われている。

- ※ A. A. Fitzgerald は、資産分類に関する歴史的考察をした後で次のように述べている ("The Classification of Assets."「Accounting Research」1950,7, p. p. 357~372, Mary E. Murphy「Selected Readings in Accounting and Auditing」1952, p. 309 より再録)。"固定資産と流動資産の会計上の区別は19世紀の末葉もしくは20世紀の初期に始るものであるというのが自然な推論である。この推論は会社の配当可能利益に関する法律上の条文の歴史からみて強く支持されるものである"
- ※※ この流動比率が往時において如何に支配的なものであつたかは、「Ratio Analysis of Financial Statement」 1928 の著者 Alexander Wall が次のように 述懐していることから充分に伺い知ることが出来るであろう。("Credit Ratio")

<del>\_\_\_\_</del> 6 <del>\_\_\_\_</del>

Analysis"「Federal Reserve Bulletin」 1919, 3, W. C. Schluter;「Credit Analysis」1925, p. 146より再録)。"私の財務諸表分折に関する最初の経験は1905年の昔に遡るもので、それは自分が実際に或る銀行の信用部に関係した時代である。自分の経験した最初の二三年というものは「流動比率」こそ最も重要なテストであり、且つ会社の盛衰を左右する決定的なものであると固く信じていたものだ。"

St. Gilman は、貸借対照表監査の普及が銀行家、公会計士、及び監査依頼人の三重関係によるものと見做しているが、その歴史を次のように考察している (ibd. chap. 3, p. 35)。"以上の論述から貸借対照表監査の寿命が短いものであつたことが明らかであろう。先ず1911年にその名称が導入され、1917年迄には広く普及した。 その普及はアメリカ会計士協会 (A.I.A) が同特別委員会とニューョーク証券取引所委員会とで交換した書簡を公にする迄続いた。 1936年の1月に至つて、「貸借対照表監査」という名称は少くともその強い意味内容が公式上使用されなくなつた。

Robert H. Montgomery; The American Business Manual 1911,
 p. 1095.

貸借対照表監査が1936年1月に消滅したと見做すことが余りにも早過ぎると云われるのも当然である。事実、その名称は用いられないにしても、小さな団体もしくは大きな財務を扱わない会計実践に依然として行われている事実は、それがかつて流盛を誇つた証拠である。"

伝統的な貸借対照表の資産分類が恣意的な一年という基準によって資産を流動資産と固定資産とに区別するのは、あく迄も信用目的(credit purpose)を主眼とする法律制度の影響によるものであり、貸借対照表を債権者への報告書と見做すものである。従つて、期間所得の算定を主眼とする経営目的(managerial purpose)からすれば、我々の最も基本的な損益計算上の二つの前提、即ち"費用と收益の対応"(matching costs with revenues)という前提と"收益の実現"(realization of revenues)という前提に矛盾することになると指摘されるのである。

伝統的な資産分類が棚卸資産を流動資産の項目に含めているのは、棚卸資産の流動性もしくは換金性を強調して現金に対する繰延勘定と見做すものであろう。従つて、棚卸資産が低価主義通則によつて評価されるのも、棚卸資産の換金性を重視する現れである。しかし、低価主義通則によつて棚卸資産の評価損を売上原価へ計上することは、継続記録法における費用と收益の対応という期

<del>\_\_\_ 7 \_\_\_</del>

間所得算定上の理想に反するであろう。今一つの期間所得算定上の理想である 收益の実現に関しても、一年という時間要因や恣意的な意図を伴う従来の流動 性を基準とした資産分類では、その認識に理論上の明確性を欠いていると云わ ねばならない。

更に、St. Gilman をして云わせれば、伝統的な資産分類において、"棚卸資産は一般に流動資産として示されている。しかし、棚卸資産は流動資産と同列のものではない。流動資産の合計数値は異质的な要素、即ち現金、現金に対する繰延勘定、そして棚卸資産に関する限り、将来の收益に対する繰延勘定から構成されているのである" (ibd. chap. 19, p. 301)。"しかしながら、流動資産分類に帰せられる最大の批判は、その中に費用概念 (cost concept) よりも価値概念 (value concept) が根を張つているということであり、その概念は期間的損益計算書の歪みを無視するものである" (前掲論文, p. 112)。

St. Gilman が伝統的な資産分類の欠陥を指摘する根拠は、かくの如く期間 損益計算書に対する歪みを抑制する為であることは明白であるが、信用上の観 点からしても、彼は現在の伝統的な資産分類にもとづく貸借対照表が必ずしも 必要不可欠でない事実を指摘している。即ち、今日の信用目的上の財務制断は、 債務支払能力に流動性もしくは安全性のみを絶対的な指標としなくなつており、 仮りに流動資産と流動負債の比較が必要であるとしても、それは貸借対照表脚 註(balance-sheet footnotes)もしくは附属明細表(schedules)によつて充 分に達成し得ると主張するのである。

※ かゝる脚註表示は、St. Gilman によれば勘定記録を離れた解明 (interpretation) の問題であると見做されるのであるが、W. A. Paton や A. C. Littleton も同様の見解を示している(「An Introduction to Corporate Accounting standards」1940, chap. 7, p. p. 126~129)。しかし、George. O. May は、実務上の観点から次のように述べている(「Financial Accounting-1953, chap. X, P.179)。"しかしながら、このことは〔脚註による解明の機能だと見做すことは一一筆者註〕 智識の乏しい株主の大きな期待を無視するものだと私には思われる。株主は財務諸表の均合もしくは論理性に関心がないのであり、その実務上の意義に関心を抱くのである。経営者は公開の義務と同時に解明の義務を株主に負うているのであり、その義務は勘定それ自体の中で最もよく果されるのである。"

かくして、伝統的な資産分類の欠陥を除去するものが繰延勘定理論による資産分類であり、それは資産を相互に排他的に分類するという統計上の要請に合

\_\_\_ 8 \_\_\_

致し、且つ会計上の期間損益計算による所得の算定という要請にも適合するものである。それは、既に述べた如く、すべての資産を現金、現金に対する繰延勘定、及び将来の收益に対する繰延勘定の三つに、そして三つたけに分類するものである。

#### 〔附 記〕

A. A. Fitzgerald は、会計上の資産分類には利益の算定という理論上の目的 (theoretical purpose) と財務諸表の解明という実践上の目的 (practical purpose) の二つがあると云う(ibd. p. 306)。かゝる意味からすれば、St. Gilman の繰延勘定理論による資産分類は正に理論上の目的からするものである。 猶、A. A. Fitzgerald の論文は主として実践上の目的からするものであるが、彼は流動資産と固定資産という伝統的な用語を流動資産 (current assets) と非流動資産 (noncurrent assets) という用語に代えることを主張しており、その理由として、(a) 固定 (fixed) という用語は流動 (current) という用語の対概念 (antithesis) でないこと、(b) 固定という用語は固定費 (fixed cost) や固定予算 (fixed budget) という用語と異つた意味で用いられているので誤解を招き易いことなどを列挙している (ibd. P. 319)。

# 3. 繰延勘定理論による資産分類

こ」に提示する St. Gilman の繰延勘定理論による資産分類は、従来の貸借対照表改造試案として、その実用性を主張するものではない。それは費用動態論にもとづく損益計算重視の思考を具体的に提示する為の試案にほかならない(ibd. chap. 19, p. 298 の脚註、及び前掲論文 p. 114 を参照)。 先づ、彼がアメリカ会計士協会(A. I. A)の「Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants」(1936)に示されている賃借対照表をもとにして作成した彼の繰延勘定理論による資産分類を示せば次頁の通りである(ibd. chap. 19, P. 301)。

\_\_\_ 9 \_\_\_

現金に対する繰延勘定]: 社債 (市場性のあるなしを問わず) 受取手形と受取勘定: 得意先: 受受取取手をと受取助形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(現	金〕:	;									
社 債 (市場性のあるなしを問わず) 受取手形と受取勘定: 得 意 先:     受取 事 形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		現金	、預	金	•	•	•	•	•	•	•	
受取手形と受取勘定: 得意 先:     受取 助定     受取 助定     受取 即	〔現:	金に対	する	繰延甚	定〕	:						
得意先:  受取事形 その他 控解の一 質倒引当金・調引、運賃、値引等の引当金・株主、全人債務 関係係会社対する繰延勘定〕: 棚卸資産: 脚原材料と品 ・ は		社 債	(1	市場性	Eのあ	るなしを	と問わて	ず)	•	•	•	
得意先:  受取事形 その他 控解の一 質倒引当金・調引、運賃、値引等の引当金・株主、全人債務 関係係会社対する繰延勘定〕: 棚卸資産: 脚原材料と品 ・ は		受取手	形と	受取	勘定	:						
受取 勘定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		得:	意先	<u>:</u> :								
受取手形・ での他					•	•		•	•	•	•	
控 除 ――  賞倒引当金・ 割引、運賃、値引等の引当金 株主、重役、役員、及び従業員の債務 関係会社の債務 [将来の收益に対する繰延勘定]: 棚卸資産: 原材料と消耗品 仕掛品 製 品 投資: 株式(市場性のあるなしを問わず) 財産、工場、及び備品: 工場規理物 機械型と製図 事務用程関備品 財産、工場、及び備品の合計 控除 ―― 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金 無形資産: 繰延費用: 前払の経費、利息、保険料、税金等 社債割引					•	•	•	•	•	•	•	
質倒引当金・割引、運賃、値引等の引当金 株主、重役、役員、及び従業員の債務 関係会社の債務・ 関係会社の債務・ 関係会社の債務・ 関係会社の債務・ 関係会社の債務・ 関係会社で対する繰延勘定〕: 棚卸資産: 原材料と消耗品 仕 掛 品 製 品 投 資: 株式(市場性のあるなしを問わず)・財産、工場、及び備品: 工場根基體 機型と製図 事務用器具		そ	の他	3	•	•	•		•	•	•	
割引、運賃、値引等の引当金 株主、重役、役員、及び従業員の債務 関係会社の債務  [将来の收益に対する繰延勘定]: 棚卸資産: 原材料と消耗品 仕、掛 品 製 店 投 資: 株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品: 工場用建物 機械装置  鋳型と製図 事務用器具備品 財産、工場、及び備品の合計・ 控 除 ―― 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金 無形資産: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		控	除	<b>*</b> —	_							
株主、重役、役員、及び従業員の債務 関係会社の債務 [将来の收益に対する繰延勘定]: 棚卸資産: 原材料と消耗品 仕 掛 品 製 品 投 資: 株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品: 工場用建物 機械装置 鋳型と製図 事務用器具備品 財産、工場、及び備品の合計・ 控 除 — 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金 無形資産: 繰延費用: 前払の経費、利息、保険料、税金等 社債割引					•	•	•	•	•	•	•	
関係会社の債務 〔将来の收益に対する繰延勘定〕: 棚卸資産: 原材料と消耗品 仕掛品 製品 投資: 株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品: 工場用土地 工場規度置 機械型と製図 事務用器具備品 財産、工場 財産、工場 大工場、及び備品の合計・ 控除 一 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金 無形資産: 繰延費用: 前払の経費、利息、保険料、税金等 社債割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								lds 7ly	•	•	•	
[将来の收益に対する繰延勘定]: 棚卸資産: 原材料と消耗品 仕掛品 製 品 投 資: 株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品: 工場用土地 工場規理物 機械装置 誘導型と製図 事務用器具備品 財産、工場、及び備品の合計・ 技 除 ―― 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金 無形資産: 繰延費用: 前払の経費、利息、保険料、税金等 社債割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						及び従	業員の	賃務	•	•	•	
棚卸資産: 原材料と消耗品 仕 掛 品 製 品 投 資: 株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品: 工場用土地 工場用建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5					#1 <del></del> >	•	•	·	<del>.</del>		
原材料と消耗品 仕 掛 品 製 品  投 資: 株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品: 工場用土地 工場用建物・ 機械装置・ 鋳型と製図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[将]	•			裸処	勘定」:						
世 掛 品 製 品 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		•	-									
製 品 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					品	•	•	•	•	•	•	
授 音:     株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品:     工場用土地					•	•	•	•	•		·	
株式(市場性のあるなしを問わず)・ 財産、工場、及び備品: 工場用土地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					·	_						
財産、工場、及び備品: 工場用土地 工場用建物 機械装置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•			~ ~ <del>~</del> ~		нн з	: ` .				
工場用土地 工場用建物 機械装置  跨型と製図 事務用器具備品 財産、工場、及び備品の合計 控 除 —— 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金 無形資産: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							問わず	•	•	•	•	
工場用建物 機械装置		財産、	工場	、及	び備品	<u>.</u> :						
機械装置 鋳型と製図 事務用器具備品 財産、工場、及び備品の合計 控 除 ―― 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金 無形資産: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•		•	•	•	•	•	•	•	
					•	•	•	:	•	•	•	
事務用器具備品 財産、工場、及び備品の合計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				_	•	•	•	•	•	•	•	
控 除 —— 減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			用器	具備	品	•	•	•	•	•	•	
減価償却、減耗消却、原価消却等の引当金・・・無形資産:・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			財産	Į, I	場、及	及び備品	の合計	•	•	•	•	
無形資産: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		控	除	<del>-</del>	_							
<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		洞	価價	却、	减耗消	<b>与却、原</b>	価消却	等の引	当金	•	•	
前払の経費、利息、保険料、税金等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		無形資	産:									
前払の経費、利息、保険料、税金等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				•	•	•		•	•		•	
前払の経費、利息、保険料、税金等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		繰延費	用:									
社債割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				費。	利息.	保険料	、税金	等	•	•		
					•	•		•	• .	•	•	
		- I	. ша У	_	計	•	٠	•	•		•	

St. Gilman の繰延勘定理論にもとづく資産分類では、社債、受取手形、受取勘定などを現金に対する繰延勘定と見做し、棚卸資産、株式、固定資産などを将来の收益に対する繰延勘定と見做すのである。これで、特に注目すべきことは、同一の投資項目としての社債と株式の類別であり、棚卸資産が将来の收益に対する繰延勘定と見做されていることであろう。土地についても、それが将来の收益に対する繰延勘定と見做されることに対して興味があるであろう。これらの問題を考察するに当つて、棚卸資産は項を改めて独立して論ずることとし、先づ投資項目の社債と株式、次いで土地について検討することにしよう。

健全な分類の基準は、St. Gilman に従えば、投資を証明する有価証券の考察から生ずる。有価証券に確定支払日があり、その日付に現金が支払われるならば、その有価証券は、如何なる場合でも、少くとも理論上、その現金を満期日に入手する請求権を有するのであるから、現金に対する繰延勘定として正当に分類されることになる。之に反して、有価証券が確定支払日を有しないとすれば、その投資を回收し得る唯一の方法は売却によることになる。偶然の一致を除けば、有価証券の売却は損益を生ずることになる。それ故に、支払日のない投資は、本质的に将来の收益に対する繰延勘定であり、現金に対する繰延勘定ではないことになる。

投資の典型的な形態は社債と株式の二つである。社債は支払日を有するので 現金に対する繰延勘定である。株式は支払日を有しないので将来の收益に対す る繰延勘定になる。この区別は收益の実現という問題に関連するので極めて重 要であると云わねばならない。

余剰資金を株式の一時的投資に向け、短期間のうちにその株式を売却する場合がある。しかし、その株式が市場性を有する場合でも、理論上その中間に売却があるのであるから、それを将来の現金に対する繰延勘定として分類することは不可能になる。之に対して、社債投資で十年以上も所有する意図でなされる恒久的投資の場合がある。それにも拘わらず、かゝる社債は確定支払日を有しており、且つ中間に売却手段を必要としないで換金されるのであるから、将来の收益に対する繰延勘定ではなく、将来の現金に対する法律上の請求権であり、従つて現金に対する繰延勘定だということになる。

更に、St. Gilman をして云わせれば、余剰資金の一時的投資の為に社債を保有し、それを数ケ月以内に売却したとしても、それは現金に対する繰延勘定としての理論的根拠を変えさせることにはならないのである。このようなことは、受取手形についても全く同様に妥当するであろう。

\_\_\_\_ 11 \_\_\_\_

次に、土地について考察してみよう。恒久的に保有する為に取得した土地には原則として減価償却は行われない。企業が恒久的生命を有するとすれば、そして経営目的に取得した土地が消耗(exhaustion)、減価(depreciation)、或いは減耗(depletion)しないで恒久的な原価を有するとすれば、土地は将来の全收益に対する繰延勘定を示すにとになるであろう。何故なれば、この場合の将来は無限性(perpetuity)を意味し、少くとも理論上、一会計期間の收益に対応さるべき土地への投資額は実際上ゼロになつてしまうからである。

かくして、以上の観点から、St. Gilman は次のように述べて、この繰延勘定理論による資産分類の意義を高く評価するのである(前提論文 P.114)。 "か」る分類は現代の損益計算書重視の意義に調和するものであり、従来の分類に見られるような矛盾がないと思われる。この分類は理論的にも実務的にも対応という諸問題を簡明にするのに有用である。それは受取勘定と棚卸資産という二つの重要なカテゴリーに関連して特に価値がある。というのは、それが收益の実現という一般に認められた前提に合致し、(1) 所有権の移転(transfer of title)と、(2) 現金に対する法律上の請求権の計上(the creation of legal claim to cash)という重要な要件を無視しないで強調しているからで

ある。それは、直接もしくは間接に売却を意図している資産と、売却から生ず

# 4. 特に棚卸資産について

棚卸資産、特に商品と固定資産とに何んらかの相異があることは認め得るところである。商品価値の減耗は一般に数量の減耗に伴つて生ずるが、之に対して固定資産価値の減耗ということは、鉱山の如き消耗性資産(wasting asset)を除いて、一般に見られない。特定商品の減耗は收益項目と直接的な相関々係にあるけれども、費消した固定資産価値と收益項目との関係は一般にそれほど直接的ではない。将来の收益に対する棚卸資産勘定の繰延は概して短期的であるが、将来の收益に対する固定資産勘定の繰延は長期的であることが多い。しかし、これらの相異点は基本的な相異でないことを認識する必要がある。

期間所得の算定という理論的観点から本盾的に考察するならば、棚卸資産と固定資産は将来の收益に対する繰延勘定である点は同様である。この点を不当

<del>----</del> 12 <del>----</del>

る資産とを、厳密に区別するものである。"

に強調しないならば、この見解は期間所得の算定という課題を正しく理解する 一つの有用な前提であることを指摘し得るであろう。即ち、棚卸資産が現金に 対する繰延勘定と同債的なグループであると見做している場合に曖昧になつて いる棚卸資産評価の諸問題を明瞭化することになるからである。

もつとも、正常的な営業活動で棚卸資産が換金化される場合もあり、その時は棚卸資産を收益に関係づけるよりも現金に関係づけて考えることが正当であると思われるかも知れない。しかし、現金に対する棚卸資産の関係は、現金に対する受取勘定の関係よりも現金に対する固定資産の関係に類似しているであろう。更に、棚卸資産を固定資産と同一視する考えは、棚卸資産の固定在高が固定資産に等しいことを主張して、棚卸資産の固定在高法(base stock method)を採用する場合には極めて適切であろう。そこでは、棚卸資産と固定資産の関係が棚卸資産と受取勘定の関係よりも密接に理解されるからである。

St. Gilman に従えば、"本来的な棚卸資産に関する見解の相異は二つの観点にもとづくものである。貸借対照表的観点からすれば、棚卸資産は何か換金し得る資金額に等しいものと見做される"(ibd. chap. 22、p. 358)。しかし、"損益計算書的観点は、棚卸資産に関して、それを收益の記録される期間に配分される将来の收益に対する繰延勘定と見做すのである。それ故に、損益計算書的観点は原価評価以外の評価には満足し得ないのである"(ibd. chap. 26, p. 408)。

かくして、同じ棚卸資産に関して、貸借対照表的観点と損益計算書的観点によって、その本貭観が異つてくるわけであり、何れの観点を採るかによって棚卸資産の会計手続も異ることになる。この両者の観点の相異は棚卸資産の低価主義通則に関連して最も顕著に見られる。低価主義通則というのは、St. Gilmanによれば、棚卸資産が現金に対する繰延勘定であると見做し、従って直接的にせよ間接的にせよ、少くとも現金に関係づけた基準で評価しなければならないという必然的ではあるが不当な前提に由来するものである。しかし、この前提の帰結は、期間所得の算定を歪めることになるので、理論上正当なものとは云えないであろう。それは損益計算書的観点よりも貸借対照表的観点を重視する現れにほかならない。

棚卸資産評価が処分によつて産み出される資金の指標たる以外に何んら意義を有しないと云うのは、暗黙のうちに貸借対照表的観点に立つているのであり、棚卸資産に固有な前提を現金に対する繰延勘定と見做すものである。か」る見解に対して、St. Gilman は次のように論評する (ibd. chap. 26, p. 458)。

<del>----</del> 13 <del>-----</del>

"例外がないわけではないけれども、低価主義通則の賛成論者は換金し得る価格という貸借対照表的観点から賛成しているのであつて、損益計算書に関する 歪められた影響を殆んど考慮していない。"

St. Gilman の費用動態論を土台とした繰延勘定理論が損益計算書的観点に立つものであることは云う迄もない。それは棚卸資産をも固定資産と同一のカテゴリーに入れ、それを将来の收益に対する繰延勘定と見做すものであるから、その評価も首尾一貫して取得原価の費用配分として行われる。されば、彼は棚卸資産と固定資産の類似性を強調し、その会計的処理手続を次のように述べるのである(前掲論文、p. 114)。

"こ」に提示した資産分類は、棚卸資産を将来の收益に対する繰延勘定として固定資産と同一視するものである。根本的に、両者は收益と利益に対して同一の関係を有するのである。両者は将来の收益に対応さるべく "持越されている" (held over) 原価である。両者は收益に対して同一の究極的効果を有し、従って論理的にみて同一系統である。両者は首尾一貫して原価基準 (cost basis)で評価さるべきであり、たとえ同一の手続によらないとしても、同一の普遍的理論に従って收益に対応させるべきである。"

#### 〔附 記〕

St. Gilman の棚卸資産本質観には W. A. Paton や A. C. Littleton の所 説に通ずるものがある。即ち、彼等は次のように述べている(「An Introduction to Corporate Accounting Standards」1940, chap. 5, P. 77)。"利益測定の一要因として見るならば、棚卸資産は本質的に材料、労仂、及びその他の割当てられた勘定の未回収原価であり、換言すれば、棚卸資産は財の取得と生産に発生した原価の流れの中で合理的に将来の収益に配分さるべき部分を示している。この普遍的な解釈はゴーイング・コンサーンにとつて即時的実現価格や当面の財政状態を強調するものよりも一層重要であり有用であると信する。"

# 5. 結 語

St. Gilman の繰延勘定理論にもとづく資産分類は、期間損益計算の所得算定を目的にして、現金を除くすべての資産を換金性と費用性の観点から類別したものであり、それは往時のドイツにおける貸借対照表法学者が行つたような販売財と使用財とに分類する二元論ではない。即ち、棚卸資産と機械は、経済学

<del>---- 14 ----</del>

上からすれば、ともに資本であるが、それを前者が販売を目的とするのに対して後者が使用を目的とするという分類方法とは異るものである。

資産を販売財と使用財とに分類するのは、寧ろ資産の皮相的な物理的特性のみからする考察であろう。機械といえども、その帳簿価格から定期的に償却された金額が原価計算制度に従つて棚卸資産の価格へ移転するのであり、購入材料、労務費、もしくは他の製造原価と全く同様に売上原価へ計上されるという意味では、やはり販売を目的にすると云えるであろう。十年の耐用命数を有する機械を取得して、その耐用命数の最終年度に全十年間に亘る損益計算書を作成するとすれば、その機械も棚卸資産と同様に売却されたと考えるのが合理的であろう。

要約してみれば、 St. Gilman の繰延勘定理論にもとづく資産分類は首尾一貫して費用動態論を基礎にした原価主義を主張するものであるが、それは行過ぎた動態論に見られるような一元的繰延費用観を棄てい、換金性と費用性とからする二元的評価体系を樹立している点に大きな功績を認めねばならないであろう。彼自身も云うように、実務上の利用価値は別にして、それは少くとも期間損益計算による所得算定に関連する基本的諸概念を明確に説明するものである。最後に、繰延勘定理論の意義を讃えている St. Gilman 自身の次のような言葉をもつて、この小論を結ぶことにしよう (ibd. chap. 19, p. 305)。

"こ」に提示した繰延勘定理論によれば、棚卸資産、固定資産、無形資産、及び前払費用における本盾的な差異は存在しない。異る技術 (engineering)、管理 (management)、そして会計処理手続 (accounting techniques) が、それらの收益に対する期間的対応に影響を及ぼすかも知れないという事実を除けば、将来の收益に関する限り、それらは基本的に同性盾である。実際、この前提を基本的信条(a fundamental articles of faith)として採用しないならば、論理的な会計理論 (a logical philosophy of accounting) を発展させることが出来ないのである。"

<del>---</del> 15 <del>----</del>

# 正 誤 表

頁	行	誤	Œ
2	12	凝問	疑問
4	1	資本	資産
4	18	··· of profit	··· of Profit
5	(附記) の1	…繰延勘定は	…繰延勘定理論は
6	5	借時の	往時の
6	13	…であろう。	** …であろう。
8	※印中の4	··· standards	··· Standards
65	14	契約と扱われる	契約として扱われる
66	10	0	# 16
67	9	主張	主張
68	10	主張する。	<sup>鮭 18</sup> 主張する。
68	22	請要	必要
68	29	組含	組合
69	2	Classificatin	Classification
69	21	一時解雇)	一時解雇(
70	3	クラスの	クラスに
70	5	約協	協約
73	4	Union	Individual
76	17	被用集団	被用者集団
77	2	Harv	Columbia
101	16	The qualitateve	The qualitative